

説 林

女子の忠



細川潤次郎

女子の忠は男子の忠と比較するときは其先例固り少數なること言ふを待たず、而して其少數なる中にも女子の忠は必ず男子を輔佐して其忠を成さしむるをなれば間接の忠にして直接の忠には非ず此れ女子内を守るの性質の然らしむる所にして、想ふに継令ひ忠と稱す可き事あるも、其事蹟の隠伏して傳はらざる者も亦多かる可し。明治維新の

前にも婦人の國事を憂慮したる事蹟の世に傳はれるを聞き及びたること少とせず、近衛氏の老女、津崎村岡の如きは之が爲に安政の黨獄に罹りたるが如き即之なり、彼の院本に演劇に能く知られたる伊達家の乳母淺岡氏の如きも例令俗説の如き者には非ざるも其藩の爲には大に心を竭せる者にして、以て女子の忠とも曰ふ可き者ならん。此より古に溯りては、補正成の夫人正行の母の、其子の自殺して父に殉せんとしたるを止め懇に説諭して父の遺志を紹かしめ、之がために正行は他日奮つて南帝の宸襟を安んじ奉らんとして北朝と戦ひつひしかばねを戰場に横ふるに至れりしが如き此等は實に能く其夫を助け其子を教へたる賢媛にして、而も能く女子の忠を盡したる者と曰ふ可し。其事蹟は人々の熟知する所なるを以て茲に詳に言ふこと

を要せざる可し。之より更に古に溯りては上毛野君形名の妻あり、此は古代の事なれば熟知の人も少かる可き故に稍や之を詳にす可し。

舒明天皇の九年に方り、蝦夷叛て朝せず、是に於て大仁上毛野君形名を將軍として之を討せしめたりしが、却て蝦夷の爲に敗られ走て壘に入る、遂に蝦夷の爲に圍まれ軍衆盡く散して城將に空からんとす、將軍形名迷て爲す所を知らず、折柄日暮のことなれば垣を逾て逃れんとす、形名の妻嘆して曰く、憐哉將に蝦夷の爲に殺されんとす、乃ち其夫に謂て曰く、汝祖等は蒼海を渡り、萬里に跨り、水表を平け、威武を以て後世子孫に傳へたり。今汝頼に先祖の名を屈せば、必ず後世の爲に嗤はれんと、乃ち酒を酌て強て其夫に飲ましめ、自身には夫の劔を佩き十張の弓を張り、女人數十

人をして弦を鳴さしむ、既にして夫は更に起ち兵仗を取て進む、蝦夷以爲らく軍衆猶多しと稍や引き退きたり、是に於て散卒更に聚り、振旅して蝦夷を撃て大に之を敗り悉く之を虜にすと日本紀に見えたり。此事は支那にも相類することありて項城縣令李崑の妻楊氏の事蹟も之に髣髴たり、固り偶然の暗合には相違なければども楊氏の事蹟は唐の建中四年の事にして、徳宗の時代なれば形名の妻よりは餘程後の事なりとす、又形名の妻の其家先代の事を述べたるは其忠義心の感發する淵源なれば、其事を併せ考へざる可からず、汝祖等とあるは蓋荒田別、鹿我別、竹葉瀬、田道等を指せる者ならん、神功皇后の四十九年春三月、荒田別、鹿我別の二人將軍となり、卓淳國に至り撃ちて新羅を破り、七國を平定し百濟王と盟ひ、是より常に

西瀆さいはんと稱しやうし春秋朝貢しゆんしゆすることとなりて、翌五十年すゝごじゅうねん春二月はるにふたつき荒田別等あらいだべつらう還かへると見ゆ、又應神天皇十五年またおんかみみかみじゅうごねん將に王仁わにを徵ちよさんとし、上毛野君かみつきのきみ祖荒田別おやあらいだべつ巫別かひなむすひを百濟ひやくせいに遣つかはすと見えたり、竹葉瀨たかはせ、田道たみちの二人にんふたりは共に荒田別の子あらいだべつの子にして二人命にんめいを奉ほうして新羅しんらの朝貢てうこうせることを責問せきもんせんとす、竹葉瀨たかはせは途中ちゆうちゆう白鹿はくろくを獲えて天皇てんわうに獻けんし、田道たみちは大に新羅しんらの軍ぐんを破やぶり四邑しいういの人民じんを虜らふにして歸かへるとあり、此田道このたみちは同天皇どうてんわうの五十年ごじゅうねん蝦夷えみを擊うちて伊寺水門いじずいもんに死しす、時に從者じゆしやありて田道たみちの手纏たたまきを得えて其妻そのさいに與あたふ乃ち手纏たたまきを抱いだひて死しす、時人じじん之これを聞きて流涕りうていすとあり、此等これらは形名かたなの妻さいの所謂いはゆる蒼海そうかいを渡わたり、萬里ばんりに跨またり、水表すゐへうを平ならくると曰いへる者ものなる可べし。

更に一層いっしやう潮うしほりて繼體けいたい天皇てんわうの御時おんとき、物部大連ものべの大連鹿鹿かか火かの妻さいの事ことを叙じよせんとす。天皇てんわうの六年ねんむつ夏四月なつごよつ穗積すむつ

の臣押山おみおしやまを百濟ひやくせいに使つかせしめ、馬四百疋うまひやくしちを賜たまふ、其冬十二月ふゆにふたつき百濟使ひやくせいきを遣つかはして貢調こうてうし、任那國みやまのくに上哆唎かみせのくに、あまじたり、下哆唎かみせのくに、沙陀さだ、牟婁むらの四縣しけんを請こふ、哆唎國守かみせのくにのかみ、穗積臣すむつのおみ押山おしやま奏そうして曰いく、此この四縣しけんは近ちかく百濟ひやくせいに連つらり遠とほく日本にほんに隔へだり、且暮またほ通とほし易やすく鷄犬けけん別べつち難がたし、今いま百濟ひやくせいに賜たまひ合あはせて同國どうこくとせば、固存こそんの策さく以もつて此こに過すきたることなけん云々うんぐん、大伴大連おほともほはらぢかへむら金村かねむら、具こに此こ言ことを得え、謀はかりを同おなくして奏そうす、乃ち物部大連ものべの大連鹿鹿かか火かを以もつて宣勅使せんしやくしに充あてられたり、物部大連ものべの大連方に發はつして難波館なみののたてに向むかひ百濟ひやくせいの使者ししやに勅旨しやくしを傳つたへんとす、鹿鹿火かかかの妻さい固かたく要えうして曰いく、夫おとこれ住吉すまよしの神かみ、海表うみあは金銀きんぎんの國くに、高麗こま、百濟ひやくせい、新羅しんら、任那等みやまなとうを胎中たいちゆう譽田よくだ天皇てんわうに授さづけ給たまふ、故ゆゑに太后おきなが、氣長足きながたり、媛尊ひめのみこと、武内宿禰たけのふみと謀はかりり初はじめてて官家くわんけを置おいて海表うみあはの蕃屏はんぺいとす、其來きたること久ひさし、若し割さいて彼かれに賜たまひ本の區域ほんのくわいに違たがは

永世の刺詔を口に離れんと、大連報て曰く敎示理に合へり、恐くは天勅に脊かんと、其妻切に諫めて曰く疾と稱して宣する莫れと、大連諫に從ふ、是に由りて使を改めて勅を宣し賜物並に制示を付して表に依て任那の四縣を賜ふ、大兄皇子前に事ありて國を賜ふことを聞かず、晩く宣勅を知り驚き悔て令を改めんと欲す、曰く胎中の帝より官家の國を置く、輕く蕃の乞に隨て輒く示賜せんや、乃ち日高の吉士を遣はして改めて宣す、百濟の使者答て申す、父天皇勅して賜ふこと既に畢れり、子たる皇子豈に帝勅に違ひ妄に改めて令せんや、必ず是れ虚ならん、縦ひ是れ實なりとも杖の大頭にて打つと小頭にて打つと何れか痛さと云ふ遂に罷む、是に於て或は流言ありて大伴大連と嗔唎國守穗積臣押山と百濟の賂を受けたりと云ふ

此の事蹟は惜むらくは成功なくして其功は其夫の悪名を免れしめたるに止る者なれども、當時の女子にして往事を記し、外情に通し、國を憂ふるの深きこと鬚眉の男子に遜らざるのみならず、當時大臣の智も及はざる所ありて、其意見を同ふする者は當時只皇太子御一人あるのみ、此の婦人をして男子ならしめば、或は諫め奉りて聖慮を廻すともある可けれども婦人のことなれば事此に及はざるは實に已むことを得ざる次第なりといふべきなり。

以上論述する所の者は、勅語に所謂、爾臣民克く忠に億兆心を一にし世々厥の美を濟せるとあるが如き忠と曰へる者は、男女兩性に通用す可き美德にして、我國史上獨り男子の専有物に非ざりしてとを知らしめんと欲するに過ぎざるなり。